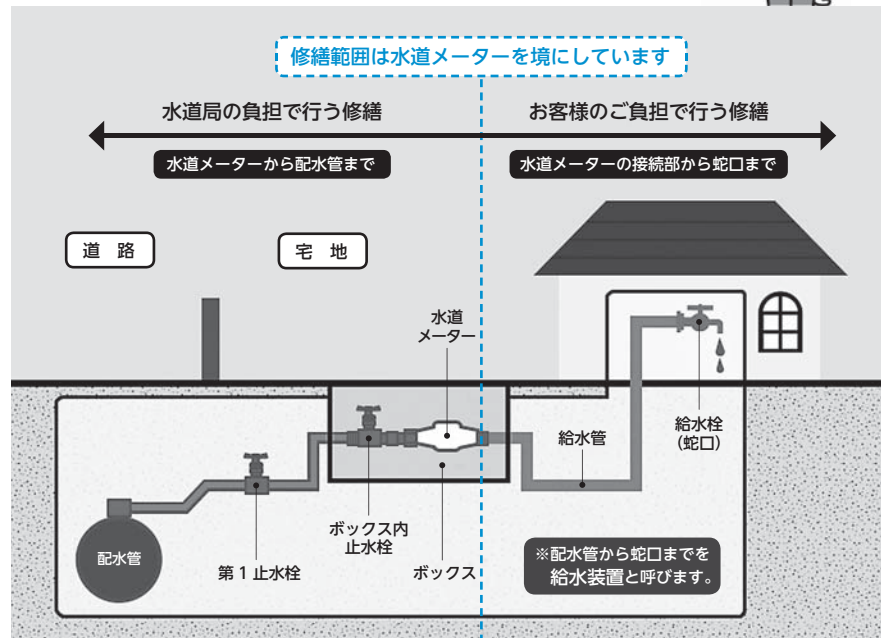


○漏水があった場合

水道検針により、漏水の疑いがあると連絡を受けた場合、宅地内の蛇口から水道メーターまでの漏水の可能性がありますので、修繕は銚子市指定給水装置工事事業者（7ページ参照）に依頼してください。

水道メーターより配水管までの漏水を発見した場合は、水道局（☎0479-22-7783）へご連絡ください。

集合住宅などの場合は、公道から最も近い宅地内の止水栓（第1止水栓）から配水管までを水道局で修繕します。



※給水装置はお客様の財産です

空き家をお持ちの皆さんへ

空き家をお持ちの方で、水道料金センターへ閉栓の手続きをしていない場合、水道メーターのそばにあるボックス内止水栓を閉めておくと、漏水があった際に水が流れることを防ぐことができます。

《右へ約90度回して、給水管に対して縦にする》



止水栓が開いている状態



止水栓が閉まっている状態